

令和6年度石川県サービス管理責任者等更新研修 開催要項

1. 目的

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の資質の向上を図ることを目的とする。

2. 主催

石川県

3. 実施機関

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

4. 対象者

サービス管理責任者等実践研修又は更新研修を修了後、現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している又は更新研修の受講開始日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員の実務経験がある者

※ 旧研修修了者(平成30年度以前に実施したサービス管理責任者等研修)が令和5年度末までに更新研修を修了していない場合は、サービス管理責任者等として従事することができません。再度、サービス管理責任者等として従事するためには令和6年度以降のサービス管理責任者等実践研修を修了する必要がありますのでご注意ください。

※ 受講希望者が多数の場合は、希望者の更新研修受講期限までの日数を考慮し、受講者を決定しますので、あらかじめご了承ください。

5. 定員 180名

※ 県内の事業所勤務の方、県内在住の方からの申込のみ受け付けます。

6. 日程及び会場

本研修は下記3日程に分けて実施予定で、いずれかの日程を受講いただきます。各日程の受講者数調整のため、日程の指定はできません。どの日程でも受講できるよう、勤務調整をお願いします。

日程	開催期日	会場
A日程	令和6年10月31日(木) 8:45~16:20	金沢市異業種研修会館2階 第2~4研修室 (金沢市打木町東1400番地)
	令和6年11月15日(金) 8:30~17:50	石川県地場産業振興センター新館1階 コンベンションホール (金沢市鞍月2丁目1番地)
B日程	令和6年11月1日(金) 8:45~16:20	金沢市異業種研修会館2階 第2~4研修室 (金沢市打木町東1400番地)

	令和6年12月4日(水) 8:30~17:50	津幡町文化会館シグナス3階多目的室 (津幡町北中条3丁目1番地)
C日程	令和6年11月14日(木) 8:45~16:20	石川県地場産業振興センター新館1階 コンベンションホール (金沢市鞍月2丁目1番地)
	令和6年12月5日(木) 8:30~17:50	津幡町文化会館シグナス3階多目的室 (津幡町北中条3丁目1番地)

※ 受講日程は通知される「受講票」の連絡事項に記載します。

7. 受講費用 5,000円(事前振込)

※ 受講費用は事前振込いただきます。詳細は「受講票」の連絡事項に記載します。

8. 参加申込方法

石川県社会福祉協議会ホームページから、下記期日までにお申込みください。
申込手順は下記の通りです。

※ 申込期限 **9月6日(金)**

- ① 石川県社会福祉協議会ホームページ(URL: <http://www.isk-shakyo.or.jp/>)の上部メニュー「福祉の研修」をクリックします。
- ② 「研修新着情報」から受講希望の研修名をクリックすると、「検索結果」が画面の下方に表示されます。
- ③ 受講希望の研修であることを確認の上、右欄の「申込」をクリックすると、「研修申し込み」が表示されます。
- ④ 必要事項(※印は必須項目)を入力後、「申込確認画面へ」をクリックし、入力内容を確認の上、「申し込む」をクリックして、申し込み完了です。
- ⑤ 申し込み後、すぐに「受付確認書」がメールで送信されます。
メールが届かない場合は、メールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。
なお、「受付確認書」は受講を承認するものではありません。後日、「受講選考結果」がメールで送信されます。

9. 「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項

- (1) 事業所種別、職種欄であてはまるものがない場合は、その他を選び備考欄に具体的に入力してください。
- (2) 「生年月日」欄は、入力された生年月日が修了証書に記載されますので、お間違えのないように入力してください。
- (3) 「相談初任研修講義部分修了年度」欄は、相談初任研修講義部分の受講年度を入力してください(県外で修了された方は、修了証書をスキャンして、「修了証書データ添付欄」に添付してください)。
- (4) 「サービス管理責任者等養成研修修了年度」欄は、旧研修修了者は初回に更新研修を修了した年度、実践研修修了者は実践研修を修了した年度を入力してください。(県外で修了された方は、修了証書をスキャンして、「修了証書データ添付欄」に添付してください)。
- (5) 「現在の職種」欄は、現在従事している職種(サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者または相談支援専門員など)を入力してください。
- (6) 「サビ管等実務経験年数」欄は、本研修の受講開始日前5年間における、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者または相談支援専門員としての通算従事年数を入力してください。

- (7) 「受講上の合理的配慮」欄は、車いす使用や介助者同行等の配慮が必要な事項があれば記載ください。
- (8) 「今後の勤務形態」欄は、今後の勤務形態として、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者どちらか該当する方を一つ入力してください（入力内容によって修了証書の表記が異なります。詳細は「1.2. 修了証書の交付等」をご確認ください）。

10. 事前課題（事前提出）

研修受講にあたっては、事前課題を提出いただきます。研修では、事前課題をもとに演習を行います。様式等、詳細は受講承認日に別途メールにて通知します。

※ 事前課題の未提出、また提出されても不備が多い場合等は、受講を取り消す場合もありますので、ご注意ください。

11. 受講承認

定員の範囲で受講者を承認し、結果は9月19日（木）頃に、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

※ 受講承認日が過ぎても「受講票」が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。

12. 修了証書の交付等

研修を修了した者には、修了証書を交付します。

注1) 原則として、30分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。

注2) 受講態度が著しく不良である場合（居眠りや受講中の携帯電話の使用等）は、修了証書を交付できない場合があります。

注3) 修了証書には、ご入力いただいた生年月日・受講者氏名が記載されます。本人確認等が必要となりますので、申込の際はお間違えのないようご注意ください。

注4) 修了証書の研修名表記は、それぞれに係る法律が異なるため「サービス管理責任者更新研修」及び「児童発達支援管理責任者更新研修」に分かれます。ただし、研修名表記が異なるだけで、どちらか一方で両方の更新研修を修了したものとみなします。

13. 個人情報の取り扱い

本研修へ申込みいただいた際に知り得た個人情報については、本研修の運営に係る目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

<申込・研修に関する問い合わせ先>

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 研修課 篠原
〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階
TEL 076 (221) 1833 FAX 076 (221) 1834

<資格要件・制度に関する問い合わせ先>

石川県障害保健福祉課 TEL 076 (225) 1428

サービス管理責任者等養成研修（基礎・実践・更新）は下記法人の従業者の方々にご協力いただき、開催しております。

記

（敬称略、五十音順、☆は各研修の統括）

医療法人 松原会
医療法人 明仁会
株式会社 アシストプラス
国立病院機構 医王病院
社会福祉法人 金沢手をつなぐ親の会
社会福祉法人 こまつ育成会
社会福祉法人 白千鳥会（☆）
社会福祉法人 つくしの会
社会福祉法人 徳充会（☆）
社会福祉法人 なごみの郷
社会福祉法人 南陽園
社会福祉法人 陽翠水
社会福祉法人 佛子園
社会福祉法人 松の実福祉会
社会福祉法人 松原愛育会
社会福祉法人 むつみ会
有限会社 ヤクモ（☆）

令和6年度 サービス管理責任者等更新研修プログラム

開催日	時 間	内 容
<p>A日程 10月31日(木) 11月15日(金)</p> <p>B日程 11月1日(金) 12月4日(水)</p> <p>C日程 11月14日(木) 12月5日(木)</p>	1日目	8:45～9:00 受付
		9:00～10:00 事務オリエンテーション 障害者福祉施策の最新の動向(講義) 60分
		10:00～10:10 休憩
		10:10～11:40 事業所として自己検証(演習) 90分
		11:40～12:40 昼食
		12:40～14:40 サービス管理責任者・児童発達管理責任者としての自己検証(演習) 120分
		14:40～14:50 休憩
		14:50～16:20 関係機関との連携(演習)90分
	2日目	8:30～8:45 受付
		8:45～9:00 事務オリエンテーション
		9:00～12:20 サービス管理責任者としてのスーパービジョン(講義) 180分 適宜休憩をはさみます
		12:20～13:20 昼食
		13:20～14:20 事例検討のスーパービジョン(演習)60分
		14:20～14:30 休憩
		14:30～16:30 サービス提供職員等へのスーパービジョン(演習)120分
16:30～16:40 休憩		
16:40～17:40 研修のまとめ(演習)60分		
17:40～17:50 事務連絡		

内容は現時点の予定であり変更となる可能性があります。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格更新について (更新研修受講のイメージ)

令和元年度の制度改正により、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事するためには、5年毎に1回更新研修を受講することが必要になりました。更新研修を受講しなかった場合は資格失効となり、「サービス管理責任者等実践研修」から再受講いただくこととなりますので、ご注意ください。

2回目以降の更新研修を受講する際は、受講日前5年間に2年以上サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事している事またはいずれかの業務に現に従事している事が必要です。

◆令和2年度に更新研修を受講した場合



◆令和3年度に実践研修を受講した場合

